

2 インターネット資源管理体制の現状およびそれ
に関する議論の動向

2 インターネット資源管理体制の現状およびそれに関する議論の動向

2-1 インターネット資源管理体制の概要

ドメイン名は IP アドレスやプロトコル番号などと同様に、インターネット上の論理資源の一つであり、インターネット上で一意 (unique) である必要がある。また、2011 年にも IANA 在庫が枯渇するとされている IPv4 アドレスほどではないが、ドメイン名もラベルに使用できる文字数には技術上の制限があるなど、取り得る文字列の組み合わせは有限である。

このうち、「インターネット上で一意である」ことは非常に重要である。複数の同一ドメイン名が存在しうる事態となってしまうと、通信相手はどちらを相手として通信を行えばいいのかわからなくなってしまう。たとえば、同じドメイン名を持つ Web サイトが 2 つ存在するようなことが起これば、通信を行いたいサイトを特定する術がなくなってしまい、ユーザーは非常に混乱することになるだろう。

このような理由から、インターネット上における資源管理に関しては、一元的に管理する組織がどうしても必要であり、そのような管理を行っているのが ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)である。ICANN は IP アドレスやプロトコル番号などと同様に、ドメイン名も一元的に管理している。実際にドメイン名の管理を行っている各 gTLD・ccTLD レジストリに対しては、ICANN からそのドメイン名の管理が委任されており、その委任された権限に基づいて各レジストリは各 TLD を管理している。

とはいえ、ICANN が当初からドメイン名の管理を行っていたわけではない。ICANN が設立される以前は、南カリフォルニア大学のジョン・ポステル氏を中心に、米国政府の援助も受けつつも基本的に技術者や研究者のボランティアで運営されていた IANA(Internet Assigned Numbers Authority) がインターネット資源管理の責任を担っていた。しかし、1990 年代後半になるとドメイン名の登録数の爆発的増加にみられるようにインターネットが急速に発展し、社会への影響力が非常に大きくなり、また NSF (全米科学財団) からの委託を受けてドメイン名の管理を行っていた NSI (ネットワークソリューションズ社) に対して「独占的」との批判が高まる状況となった。

このような状況を受けてインターネットにおける資源管理のあり方についての議論が高まる中で発表された、米国政府による「インターネットの名前およびアドレスの技術的管理の改善についての提案 (通称：グリーンペーパー¹)」や、それに対するさまざまな批判や意見を反映して再度米国政府が作成した「インターネットの名前およびアドレスの管理 (通

¹ 「インターネットの名前およびアドレスの技術的管理の改善についての提案」
<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/bunsho-green.html>

称：ホワイトペーパー²⁾」の発表を経て、インターネットの資源管理については、新しい非営利法人を作り、その法人の管理の下で民間主導・ボトムアップという方針に基づき管理されていくことになった。

この非営利法人が ICANN であり、IANA はその役割を ICANN に引き継ぎ、現在では ICANN の資源管理における機能の名称としてその名前を残している。

このように、インターネットの資源管理はカリフォルニア州の非営利法人である ICANN が行っており、米国政府も民間主導の資源管理を認めているが、一方でインターネットが米国政府の投資の下で成立したという主張は崩しておらず、インターネットの元々の管理権限は米国政府が有しており、それを民間組織である ICANN に委譲するのだというスタンスをとっている。

事実、現在のルートゾーンの管理権限は米国商務省から ICANN に対して契約に基づき期限付きで認められており、ルートゾーンの変更にあたっては商務省の最終承認が必要となっている。もちろん、承認といってもあくまで形式的なものであり、実際に ICANN 側が行おうとした変更に対し商務省が承認しなかった例は聞かないが、一方で形式的とはいえルートゾーンの管理というドメイン名の管理における根本の部分に対して、米国政府が一定の権限を今なお有しているのもまた事実である。

ただし、インターネットの資源管理に関して、いつまでも米国商務省が権限を持つと定められているわけではない。ICANN と商務省の間の覚書では、DNS の管理権限は最終的に ICANN に委譲されることが定められており、覚書中に定められている管理権限移管のための条件が整えば ICANN に全ての管理権限が移管されることが規定されている。逆に言えば条件が整わない限りは移管されないということであるが、両者の間の覚書は期限を延長する形でたびたび改訂されており、最新の改訂は「Joint Project Agreement の変更」という題目で、2006 年 9 月 29 日に行われている。この最新の覚書では、2009 年 9 月 30 日が新たな期限として定められており、ICANN としてはこの期日までに条件を整え、米国商務省からの管理権限の移管を実現させるべく活動していくことになる。2007 年 10 月から 2008 年 2 月にかけて、この延長された覚書に関する中間評価のためのパブリックコメント募集がされている。その内容については、項を改めて報告する。

²⁾ 「インターネットの名前およびアドレスの管理」
<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/bunsho-white.html>

2-1-1 IPアドレスの管理体制の現状

IP アドレス、及び AS 番号の分配は階層的に行われている。管理階層の最上位となっているのが ICANN(Internet Corporation of Assigned Names and Numbers)/IANA (Internet Assigned Numbers Authority)であり、次の階層がアドレス管理において実質的に支配的な役割を果たす5つの地域インターネットレジストリ (RIR: Regional Internet Registry) と、一部地域の RIR 配下に存在する国別インターネットレジストリ (NIR: National Internet Registry) である。

RIR は ICANN/IANA からある程度大きなアドレスブロックの割り振りを受け、それをさらに下位の階層へ再分配する。現在定められているアドレスポリシーでは、ICANN/IANA から RIR へは、IPv4 アドレスでは/8 単位で、IPv6 アドレスでは/12 単位で割り振りが行われる。

RIR/NIR はさらに次階層に位置するインターネットレジストリ (LIR: 後述) に対して、申請に応じて IP アドレスの分配を行う。RIR は事前に決められた公開ポリシーに従って申請元の需要を精査した上で、正当化された需要に応じたアドレスの分配を行う。LIR への分配の最小単位は、IPv4 では/22 もしくは/21 (地域によって異なる)、IPv6 では/32 である。

RIR の配下で、特定の国内の IP アドレス、AS 番号の管理を行っているのが国別インターネットレジストリ (NIR) である。NIR は地域内の文化的・言語的差異という特殊事情に特に対応するために存在し、それ故に特に使用言語が多様なアジア地域において発展した。

日本国内でIPアドレス、AS番号の管理を行っているのは、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) である。JPNICは、ここでいうNIRにあたる。アジア地域のNIRは、以前はAPNICからまとまった量のIPアドレスの割り振りを受け、そのアドレスからLIRに対して再割り振りを行っていた。しかし、そうした運用だと各NIRに分割損としての在庫が残ることから、APNICの在庫から直接NIR配下のLIRに対してアドレス割り振りを行う運用に変更された。こうした運用は、APNICのポリシー文書として規定されている。³

RIR や NIR から IP アドレスの分配を受ける ISP をローカルインターネットレジストリ (LIR: Local Internet Registry) といい、この LIR がユーザーに対して IP アドレスの分

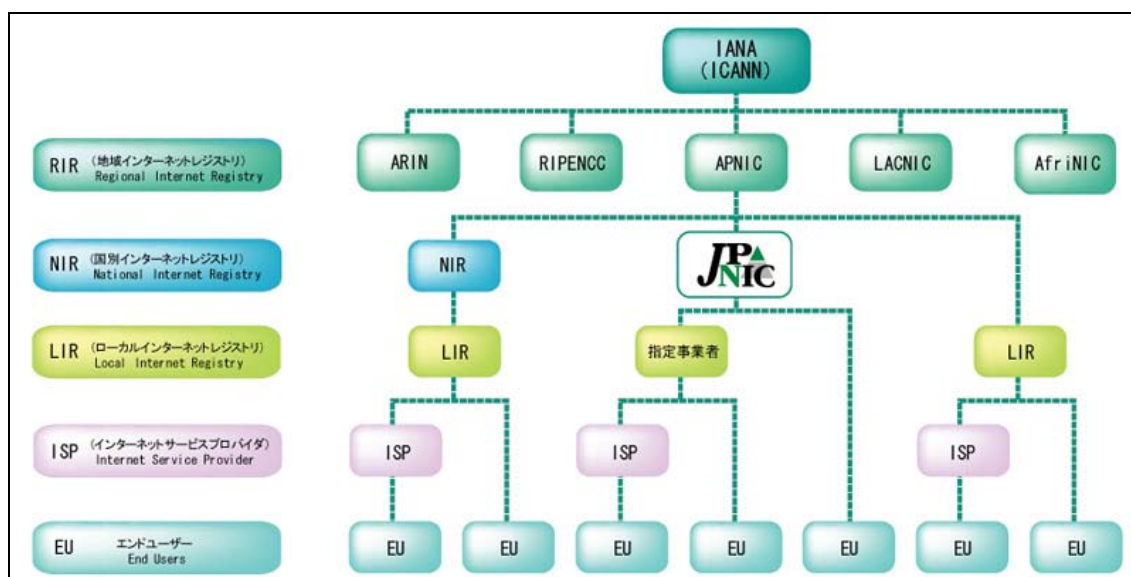
³ <http://www.apnic.net/policy/operational-policies-nirs.html>

配を行うこととなる。従って、LIRはIPアドレス管理構造の一翼を担うと言える。実際にエンドユーザーのIPアドレスの需要を把握し、割り当てを行う作業はLIRが行うことから、LIR無しではIPアドレスの管理は成り立たないと言っても過言ではない。

日本国内においてLIRの役割を担っている組織は「IPアドレス管理指定事業者」と呼ばれている。IPアドレス管理指定事業者はLIRとなるための一定の基準を満たし、JPNICからIPアドレス登録管理業務の委任を受けている組織である。日本国内におけるIPアドレスの分配は、一部例外を除き、IPアドレス管理指定事業者がJPNICから委任を受けたIPアドレスの中から顧客や自組織のネットワークに対して行われている。

これまで説明したIPアドレス・AS番号の管理構造を、以下に図で示す。

図1 IPアドレス・AS番号の管理構造



2-1-2 ドメイン名の管理体制の現状

ドメイン名の管理体制においても、IP アドレスなどと同様に、ICANN が階層構造の頂点に位置し、管理を行っている。しかし、実際のドメイン名の管理については、各 gTLD・ccTLD ごとにレジストリに管理が委任されており、実際の管理は各レジストリが行っている。また、レジストリは資源管理に特化しており、ユーザーとの窓口となるのはレジストラやリセラと呼ばれる組織である。

ドメイン名の管理についても、他のインターネット資源同様、世界中で一意であることが保証されることが求められており重複は許されない。具体的には同一の階層では同じレベルを持つドメイン名は存在できないことになっている。

その一意性を保証するために、TLD ごとにレジストリは 1 組織となっているのが普通である。このようにレジストリは自然独占の傾向を持つことになるが、これはデータベースの一元管理という目的から考えるとある程度やむを得ないことといえる。

このような自然独占を生じさせる仕組みの一方で、ドメイン名の管理構造においては、ICANN 設立の経緯などからもわかるように、積極的に競争原理も導入されている。これは、公正・中立の原則は守りつつも、サービスや価格面でユーザーである登録者が不利益を被らないようにすることが目的である。

ドメイン名の管理構造におけるこのような競争原理の中でおそらく一番有名なものが、gTLD などに導入されている「レジストリ＝レジストラモデル」である。これはデータベースの一意性を守るためにレジストリに独占的な管理を認めるものの、一方でレジストリはレジストリデータベースの管理に専念し、登録の受け付けなどのサービスはレジストラが提供することにより、一定のルールの下でレジストラ同士で自由に競争を行わせることによって、より良いサービスを登録者が受けられるようにしようという考え方である。

さて、このように IP アドレスの管理構造とは異なり、積極的に競争原理を導入しているドメイン名登録の世界であるが、やはり公平・中立を守るために一定のルールは必要であり、競争が行われる中でもそのルールが守られるようにする仕組みが求められる。いくら安価な登録サービスを提供する業者が現れても、それが既存の枠組みやユーザーにとって悪影響を与えるものであってはいけなし、本来ユーザーが受けられるサービスが低価格と引き替えに受けられないということであってはならないからである。

そういった、レジストリやレジストラの権利と責務、言い換えればレジストリが守らなければならないルールや各レジストラが守らなければならないルールをポリシーと呼ぶが、これらポリシーの制定のされ方は gTLD と ccTLD では若干異なっている。次はこのポリシー策定に関する仕組みについて解説していきたい。

■ gTLD の管理構造

まず、gTLD の場合は少し特殊な事情があり、RGP(Redemption Grace Period : 削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」)や、AGP(Add Grace Period : 登録猶予期間)、WLS(Wait Listing Service)など、gTLD 関連のポリシーはレジストリ・レジストラ双方に深く関わってくるものが大半である。ポリシーを策定するにあたっては、レジストリとレジストラが互いに納得できるものである必要がある。

したがって、gTLD のポリシー策定にあたっては、レジストリ・レジストラのどちらか一方だけで決定することはできず、一般的に ICANN の支持組織のひとつである GNSO (Generic Names Supporting Organization 「分野別ドメイン名支持組織」) でレジストリ・レジストラ双方の議論によって検討される。まず、GNSO 自らの発議、もしくは理事会からの要請に従いポリシー策定の是非やその内容について検討し、その結果を理事会に提案する。そして、その内容を理事会が承認すれば正式なポリシーとなる。また、理事会は GNSO に提案するだけでなく自らポリシーを策定することも可能となっている。

なお、GNSO は、GNSO 評議会と「gTLD レジストリ部会」、「レジストラ部会」、「ビジネスユーザー部会」、「非商用ユーザー部会」、「知的財産権関係者部会」、「ISP 部会」の 6 部の部会から成り立っており、2009 年 2 月現在、GNSO 評議会のメンバーは以下の通りとなっている。

表 1 GNSO 評議委員一覧 (2009 年 2 月時点)

選出母体	氏名	出身
チェア	Avri Doria	北アメリカ
ビジネスユーザー部会	Philip Sheppard	ヨーロッパ
	Mike Rodenbaugh	北アメリカ

選出母体	氏名	出身
	Zahid Jamil	アジア太平洋
gTLD レジストリ部会	Chuck Gomes	北アメリカ
	Jordi Iparraguirre	ヨーロッパ
	Edmon Chung	アジア太平洋
ISP 部会	Tony Harris	ラテンアメリカ
	Tony Holmes	ヨーロッパ
	Greg Ruth	北アメリカ
非商用ユーザー部会	William Drake	北アメリカ
	Mary Wong	アジア
	Carlos Souza	ラテンアメリカ
レジストラ部会	Tim Ruiz	北アメリカ
	Stéphane van Gelder	ヨーロッパ
	Adrian Kinderis	アジア太平洋
知的財産権関係者部会	Ute Decker	ヨーロッパ
	Cyril Chua	アジア太平洋
	Kristina Rosette	北アメリカ
指名委員会選出委員	Terry Davis	北アメリカ
	Avri Doria	北アメリカ
	Olga Cavalli	ラテンアメリカ
リエゾン	Suzanne Sene	GAC
	Pierre Bonis	ccNSO
	Alan Greenberg	ALAC

これらの手順を経て定められたポリシーは、gTLD レジストリおよびレジストラにとっては拘束力をもったルールとなり、必ず守られることになる。なぜならレジストリやレジストラは ICANN との契約に基づいて業務を行っており、その契約の中でポリシーの遵守もレジストラやレジストリの責務として定められているからである。もし守らない場合は、その契約の条項に基づいて契約解除も含めた何らかのペナルティが課せられることになる。

一方、このように ICANN との契約に基づき多くの制約が課されており、ICANN で定めら

れたポリシーに対しても厳格に遵守を求められるレジストリやレジストラと違い、リセラは直接的にポリシーに縛られることはない。これは、リセラは ICANN とは何の契約も結んでいないことが一般的なため、直接 ICANN によって定められたポリシーに従う義務は無いためである。とはいえ、ほとんどのリセラはどこかしらかのレジストラの下に入って業務を行っているため、その上位レジストラが影響を受けるポリシーについては、リセラも同じような影響を受けると考えて良い。また、たとえリセラ自身はポリシーに従う必要がなく違反をしたところで ICANN から処罰されないとしても、レジストラはポリシーに縛られるため、そのようにポリシー違反をするリセラと契約を継続するとは考えにくい。そのような意味では、リセラにも間接的にはポリシーに従う強制力が働いているとも言える。

■ ccTLD の管理構造

一方、ccTLD に関しては gTLD とは大きく雰囲気異なる。

元々、ICANN の設立以前から IANA から直接管理を委任されていた ccTLD も多く、そのような歴史的経緯から ccTLD については、各国・地域による独自のポリシー策定が認められている。

また、GNSO のように各 ccTLD 管理者が集まって統一されたポリシーを策定する場もない。一応、GNSO にならって ccNSO (Country Code Names Supporting Organization : 国コードドメイン名支持組織) という支持組織が ICANN の内部に設立されたが、元々 ccTLD の管理者の中には ICANN の中央集権的な管理体制に対して否定的な感情を抱いている者もまだまだ多く、また金銭的な負担の問題等からも、全ての ccTLD 管理者が参加するという状況にはいまだなっていない。

とはいえ、2009 年 2 月現在での ccNSO のメンバー数は 89 となっており、以前と比べると ccNSO に参加する ccTLD 管理者の数も増えてきている。そういう意味では、一時期に比べると随分と ccNSO でポリシー策定を行うための状況は整いつつあると言えるが、全 ccTLD の総意を反映できると言えるまでのメンバー数ではなく、ccNSO で ccTLD 共通のポリシーを策定するようになるにはまだもう少し時間がかかりそうである。また、もし仮に全ての ccTLD 管理者が ccNSO に参加するようになったとしても、ccTLD の管理には各国・地域ごとの言語や文化の問題、歴史的背景などの違いから、統一的なルールを作るのが難しい部分も残るだろう。そのような点を考慮すると、GNSO とは違い、全ての分野にわたるポリシーを ccNSO で策定するのではなく、各 ccTLD で共通であることが求められる部分については ccNSO で策定し、各国・地域の事情に合わせた方がよい部分は各 ccTLD の裁量

に任せるといふ方向性になるのではないだろうか。そういう意味では、従来通り ccTLD については各 ccTLD ごとに独自にポリシーを策定するという、大元の部分は大きくは変わらないのではないかと思われる。

なお、2009年2月現在の ccNSO 評議委員の一覧は以下の通りである。

表 2 ccNSO 評議委員一覧(2009年2月時点)

氏名	出身
Victor Ciza	アフリカ地域
Paulos B. Nyirenda	アフリカ地域
Mohamed El Bashir	アフリカ地域
Young Eum Lee	アジア太平洋地域
Christopher Disspain (チェア)	アジア太平洋地域
Hirofumi Hotta	アジア太平洋地域
Olivier Guillard	ヨーロッパ地域
Lesley Cowley	ヨーロッパ地域
Ondrej Filip	ヨーロッパ地域
Patricio Poblete	ラテンアメリカ地域
Oscar Alejandro Robles-Garay	ラテンアメリカ地域
Patrick Hosein	ラテンアメリカ地域
Keith Drazek	北アメリカ地域
Oscar Moreno	北アメリカ地域
Dotty Sparks de Blanc	北アメリカ地域
リエゾン	
Becky Burr	北アメリカ地域
Nashwa Abdelbaki	アフリカ地域
Jian Zhang	アジア太平洋地域

■ ICANN/IANA

ドメイン名の管理体制における ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)の関わりは IP アドレスやプロトコルポート番号といった他の分野に比べ、

比較的大きいといえる。

これは ICANN の設立経緯とも深く関わっており、ICANN が設立される以前は IANA が (Internet Assigned Numbers Authority) がインターネット資源管理の責任を担っていたわけだが、1990 年代後半になると、

- .com ドメイン名の登録数の爆発的増加に象徴的に見られるようにインターネットが社会へ急速に浸透したこと
- 当時 NSF からの委託を受けて .com ドメイン等の管理を行っていた NSI に対し、独占だとの批判が高まったこと
- gTLD をもっと増やすべきだとの意見が強まったこと
- サイバースクワッティングへの対策が強く求められていたこと

などの複合的な要因から、今後、インターネット資源の世界規模での調整をどのように行えばよいか問題として取り上げられるようになり、それらの問題を解決するために正解中で議論が行われた結果、最終的にアメリカ政府から発表されたホワイトペーパーにより ICANN の設立へと繋がることとなった。現在、IANA は ICANN の機能のひとつとして存在しており、そう言う意味では「ICANN=IANA」と言えなくもないが、厳密に言えば ICANN の業務と IANA の業務は区別されるべきものである。

このような経緯で ICANN が設立されたわけであるが、当時問題とされたことの多くがドメイン名と関連しており、それらの問題に対処するために設立された組織である ICANN が、ドメイン名とより深く関わりを持つことはある意味当然と言える。

次に実際に ICANN がドメイン名の分野において果たす役割であるが、まずは上記の「gTLD をもっと増やすべき」という問題への対応として行われた、新 gTLD の承認作業が挙げられる。ICANN が設立されて以降、それまで 7 つだった gTLD は現在では 20 となっている。また、ICANN では新 gTLD の導入に大変積極的であり、今後は従来と比べ、TLD の申請要件を大幅に緩和する方向で検討が進められている。この TLD 申請の自由化であるが、早ければ 2009 年の後半にも TLD の申請が受け付けされる予定となっている。

なお、2001 年以降に新設された gTLD をはじめ、各 gTLD のレジストリはレジストリ業務を行うにあたって ICANN と契約を結ぶことが必要とされており、VeriSign 社をはじめとした各 gTLD レジストリは ICANN と契約を結んでいる。これらの契約は無期限ではなく、2005 年に .net のレジストリ業務において ICANN と VeriSign 社との間の契約が更新されたよ

うに、一定期間毎に見直しが行われることになっている。

一方、ccTLD については全てのレジストリが ICANN と契約を結んでいるわけではない。歴史的な経緯などから、ccTLD の管理権限は ICANN 設立以前に IANA から個人に委任されていることも多く、お互いの権利と責務を明確にするためにも ICANN と ccTLD 管理者の間で契約締結を進めようという動きはあるものの、現時点では日本などいくつかの ccTLD が契約を結ぶに留まっている。

レジストリの監督以外に ICANN が果たす責務としては、レジストラの管理も挙げられる。ドメイン名市場の独占に対する対応として、ICANN は gTLD の管理にレジストリ-レジストラモデルと呼ばれる仕組みを導入した。これはドメイン名の登録はレジストリではなくレジストラと呼ばれる業者が行い、そのレジストラ同士に自由に競争を行わせることにより、ユーザーが価格やサービス面でのメリットを享受できるようにしようという仕組みである。

gTLD の登録業務を行おうとするレジストラは、レジストリのみならず ICANN とも契約をする必要があり、ICANN が定めた様々な規則やポリシーを遵守することが求められる。これは競争環境の導入を行いつつも、ユーザが不利益を被るような不正等がレジストラによって行われないようにするためである。

また、ICANN は gTLD に関する各種ポリシーの策定にも関わっている。たとえば、登録者やレジストラによるミス、または不正行為(ドメイン名ハイジャッキング等)などの理由で、ドメイン名が登録者の意図によらず削除されてしまった場合に、登録者を救済する目的で導入された **Redemption Grace Period; RGP**(削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」)や、一定期間内であれば登録を取り消すことができる **Add Grace Period; AGP**(登録猶予期間)、登録者が自由にレジストラ間でドメイン名を移転できるレジストラ変更のポリシーなどが例として挙げられる。

■ レジストリ

レジストリとは、ドメイン名の登録管理機関であり、主な役割は各 TLD における登録ドメイン名のデータベースを管理することである。

ドメイン名は世界中で一意であることが求められることから、そのデータベースは一元管理される必要があり、よってレジストリは自然独占の性質を持っている。したがって、レジストリは1つのトップレベルドメインにつき1つしか存在しない。

レジストリには、大きくわけて gTLD レジストリと ccTLD レジストリがあり、その大きな違いは ICANN との関わり方の違いである。gTLD レジストリは ICANN との契約が必須であり、レジストリとして業務を行うには ICANN の承認が必要であるが、ccTLD レジストリの多くは、ICANN 設立前に IANA から直接管理権限の委任を受けているなどの歴史的経緯から、ICANN とは直接契約関係には無いレジストリが大半である。

これは ICANN の資金的な問題にも影響を与えており (gTLD は ICANN に対してドメインあたり一定のフィーを支払うことが規定されている)、また ccTLD 管理責任の所在が曖昧であるということとも併せて、ICANN と ccTLD との間で契約を締結することを ICANN は積極的に進めている。

ただ、ccTLD 管理者の中には、ICANN との契約に否定的な考え方の者も多く、また ICANN が契約にあたって当該国の政府当局のエンドース（承認）を求めていることから、そのことによる政治的ハードルの高さとも相まって契約締結は遅々として進んでいないのが現状である。現時点においては、ICANN と ccTLD スポンサー契約と呼ばれる正式な契約を結んでいるのは、日本をはじめとした以下の 9 カ国だけである。

表 3 ICANN と正式に契約を締結した ccTLD の一覧 (2009 年 2 月現在)

締結日		ccTLD 名	
2000 年	12 月	.au	オーストラリア
2001 年	11 月	.jp	日本
2002 年	3 月	.sd	スーダン
	4 月	.tw	台湾
	6 月	.ke	ケニア
	10 月	.uz	ウズベキスタン
2003 年	6 月	.ky	ケイマン諸島
		.pw	パラオ
		.eu	ヨーロッパ連合

これに対して ICANN は、厳格な契約だけでなく、ICANN と ccTLD 管理者の間で覚書を

結ぶことによって一定の関係を構築できるようにやや方針転換を行った。これによって若干 ICANN と覚書を結ぶ ccTLD は増えたものの、それでも関係構築は十分には進まなかった。こちらも現在までで以下の 7 カ国に留まっている。

表 4 ICANN と覚書を交わした ccTLD の一覧 (2009 年 2 月現在)

締結日		ccTLD 名	
2002 年	5 月	.bi	ブルンジ
	6 月	.mw	マラウイ
	12 月	.la	ラオス
2003 年	1 月	.af	アフガニスタン
	12 月	.md	モルドバ
2004 年	6 月	.ng	ナイジェリア
		.ps	パレスチナ

そこで、ICANN はさらにアカウントビリティ・フレームワークと呼ばれる仕組みを導入し、ICANN と各 ccTLD の正式な関係構築を進めるための起爆剤としようとしている。幸い、この思惑は現在のところ期待通りの成果を挙げつつあるようで、2009 年 2 月の時点で、ICANN とアカウントビリティ・フレームワークを利用して関係を構築した ccTLD は 45TLD に上っている。一昨年の調査時点では 18TLD、昨年の調査時点では 37TLD だったことから考えると、順調に増加していると言える。

このアカウントビリティ・フレームワークには、ICANN と ccTLD 管理者双方の役割を規定し合意したものを文書にするという形式を取る「2 者間契約」と、ICANN と ccTLD 管理者それぞれが、自組織の役割について一方的に宣言する形式を取る「書簡の交換」の 2 つの枠組みが存在する。ICANN と ccTLD 管理者双方の責務について合意し明文化するという役割については変わらないものの、後者の書簡の交換の方がより簡素化された、言い換えればより合意までの敷居が低い枠組みであると言える。

なお、以下が 2009 年 2 月時点での、アカウントビリティ・フレームワークを利用して ICANN と関係を構築した ccTLD の一覧である。

表 5 アカウンタビリティ・フレームワークに基づき ICANN と関係を構築した ccTLD の一
覧 (2009 年 2 月現在)

種別	構築日		ccTLD 名			
2 者間契約	2006 年	6 月	.nf	ノーフォーク島		
			.cx	クリスマス島		
			.cl	チリ		
			7 月	.hn	ホンジュラス	
			8 月	.pe	ペルー	
			9 月	.gt	グアテマラ	
		.ni		ニカラグア		
			11 月	.kz	カザフスタン	
		.cz		チェコ		
			12 月	.pa	パナマ	
			2007 年	5 月	.mn	モンゴル
				6 月	.sv	エルサルバドル
		.pr			プエルトリコ	
		.fj			フィジー	
		.nl			オランダ	
		2008 年	1 月	.nu	ニウエ	
			3 月	.az	アゼルバイジャン	
			6 月	.cr	コスタリカ	
書簡の交換	2006 年	3 月	.de	ドイツ		
			.uk	イギリス		
			.lv	ラトビア		
		6 月	.na	ナミビア		
		7 月	.no	ノルウェー		
		8 月	.hu	ハンガリー		
			.fi	フィンランド		
		.be	ベルギー			
	2007 年	2 月	.ly	リビア		
		3 月	.ci	コートジボアール		
			.ru	ロシア		
		4 月	.am	アルメニア		
.sn			セネガル			

種別	構築日	ccTLD 名		
		5月	.br	ブラジル
		9月	.se	スウェーデン
		10月	.ck	クック諸島
			.fm	ミクロネシア
			.rs	セルビア
			.nz	ニュージーランド
			.sb	ソロモン諸島
		.it	イタリア	
	2008年	3月	.za	南アフリカ共和国
		5月	.is	アイスランド
		7月	.th	タイ
		9月	.pl	ポーランド
			.cc	ココス諸島
		11月	.eg	エジプト

■ レジストラ

レジストラとは、ICANN 設立後に導入された「レジストリ・レジストラ」モデルの導入によって新しくできた組織で、gTLD レジストリと登録者の間に立ち、登録者からドメイン名の登録申請を受け付け、その登録データをレジストリのデータベースに登録する組織である。

レジストラはレジストリと違い、1つのgTLDに複数存在し、また複数のgTLDを扱うことが出来る。レジストラは価格面やサービス面で自由に競争を行い、ドメイン名の登録がNSIの独占状態であった時とは違い、登録者はそれらの価格やサービスを見比べて自由にレジストラを選ぶことが可能である。

ただし、過度な競争や不正な手段により登録者が不利益を被ることが無いように、レジストラはICANNと契約を結ぶことが義務付けられており、権利と責務が明確に定められている。また、ICANNが定める共通ポリシーにも従うことが求められており、ICANN認定レジストラを利用する限りは、登録者はどのレジストラを使っているにしても共通のポリシーの適

用を受けることが出来る。

また、競争を促進する手段として、レジストラ移管というポリシーがある。これは登録者がよりレジストラを選びやすくして、レジストラ間の競争を高めるための仕組みで、登録者は移管先のレジストラに申請するだけで、移管元のレジストラの許可などは必要無しにレジストラを移管することが出来る。登録者から移管したいという意思を伝えられた移管元レジストラは移管を拒否することが出来ない。この仕組みによって、登録者は価格やサービス面に優れたレジストラにより容易に移管することができ、また移管元レジストラは登録者を不当な手段で引き留めることが出来ない仕組みになっている。

さらにレジストラの下にリセラというものも存在する。こちらは ICANN との契約関係は特になく、レジストラとのみ契約し、レジストラの下請けのような感じで登録受付を行っている。リセラはレジストラと違って、ICANN が定めるポリシーに従う必要はなく、またレジストラと違い、直接レジストリのデータベースにアクセスする権限も無い。ユーザから登録などの申請は受付けるものの、実際の処理は自分が傘下に入っているレジストラにデータベース変更などの処理は任せることになる。

2-2 インターネット資源管理体制全般に関する議論の動向

2-2-1 第3回IGFハイデラバード会合に至るまでの議論

国連事務総長によってマルチステークホルダー諮問委員会(Multi-stakeholder Advisory Group, MAG)が設立され、第3回IGFのための準備会合が2008年2月26日に開催され、引き続き諮問委員会が開催された。その後、公聴会が5月13日、9月16日に開催され、それぞれ引き続き諮問委員会が5月14日～15日、9月17日～18日に開催された。

■ 2月の準備会合

2月26日に開催された最初の準備会合では、第2回IGFリオデジャネイロ会合の反省点、次回に向けた提案をまとめた資料がIGF事務局によって用意され、これを元に議論が進められた。議長はニティン・デサイー氏およびハディル・ビアナ氏が共同で務めた。用意された資料のうち、第3回IGF会合に向けた議論がなされている部分を以下に要約する。

[チュニスアジェンダとの整合性]

チュニスアジェンダ、その中でもとりわけ以下の点を満たしていないのではないかと指摘があった。

- 全てのステークホルダーへの助言
- 勧告の作成
- 解決策探索の援助
- インターネットガバナンスプロセスにおけるWSISの原則の具体化についての促進および評価の継続的实施

同じ参加者より具体的な勧告の作成ができるようにするために、IGFの本体に正式にリンクしたワーキンググループの設立について提言があった。

[会議の進め方について]

提案者によれば意志決定を必要とするものではないが、IGFマルチステークホルダーコミュニティがポリシーについて議論し提案することのできるような会議の進め方を提唱している。

IGF が今までのテーマよりもより内容が限定されたワーキンググループを設立し、WGIG や IETF のような運営形式として新たなかつ複雑な問題を扱うようにしてはどうかという提案もあった。

[諮問委員会について]

諮問委員会（正式にはマルチステークホルダー諮問委員会、Multi-stakeholder Advisory Group/MAG）については、約 40 名の委員という現在の委員会については概ね妥当な大きさとの合意となったものの何名かの委員はより小さな規模を希望する意見を述べた。IGF への委任期間中ニティン・デサイー氏が議長を続投することについて提案があった。

■ 2008 年 2 月の諮問委員会

2 月 27 日から 2 月 28 日にはマルチステークホルダー諮問委員会(MAG)が開催された。議論の焦点は、委員のローテーション、手続きの透明性、およびハイデラバード会合への準備であった。

■ 2008 年 5 月の公聴会・諮問委員会

5 月 13 日には諮問委員会のための公聴会が実施され、様々な意見が述べられた。その結果を受け 5 月 14 日～15 日には諮問委員会が開催された。議論された内容は次の通り。

- 全体テーマ
- アジェンダ案
- アジェンダ毎のセッション案

その他、類似ワークショップの統合などについても議論された。

■ 2008 年 9 月の公聴会・諮問委員会

9 月 16 日には公聴会が実施され、その結果を受け 9 月 17～18 日には諮問委員会が開催された。メインセッションは 2 種類とし、午前中のはパネルディスカッション、午後のは自由対話(Open Dialogue)と命名することとなった。

パネルディスカッションはチェアおよび 4 名のパネリストからなり、開かれた対話(**Open Dialogue**)セッションは参加者が最大限に対話できるよう、パネリストは設けないこととなった。動的な連携(**Dynamic Coalition**)に関しては、前年の活動が特筆すべき内容であることを報告してきたところのみ枠を設定することとなった。

2-2-2 第3回IGFハイデラバード会合での議論

■ 全般

- 開催時期： 2008年12月3日～6日
- 場所： インド・ハイデラバード
- 参加者： 94ヶ国より1280人（うち133人がメディア関係者）

会期直前の11月26日にムンバイで発生した同時多発テロの影響で、参加を取りやめた人も現れた。登壇者にも参加をキャンセルした人が相次いだため、事務局は直前の調整に追われていたようであった。テロの直後ということで、参加者が被害者およびインド政府に対して弔慰の意を表明した。具体的にはオープニングセレモニーの冒頭で犠牲者に黙祷を捧げ、各スピーチでも追悼の意が数多く表明された。

今回のIGFは3回目となり、チュニスアジェンダで設定された5年という期間の折り返し点となっているため、試行錯誤の中後半における着地点が意識され始めているようである。IGFと同様の試みを地域および国単位で行ったのがラテンアメリカ地域、東アフリカ地域および英国であり、その流れで英国の国会議員がIGFに複数名参加し積極的に意見を述べていた。

次回（第4回）のIGFは、2009年11月15日より18日までエジプトのシャルム・エル・シェイクにて開催される予定であり、そのための準備会合が2009年2月23日から24日まで開かれることが決定している。なお2010年のIGFはリトアニアのビリニュスで開催されることが決定した。

■ テーマ

今回は「万人のためのインターネット(Internet for All)」が全体のテーマとなり、前回までと多少異なり次の3大テーマと各2つのサブテーマとして議論が行われた。第2回リオデジャネイロ会合に引き続き重要なインターネット上の資源(Critical Internet Resources)が議論のテーマの1つとなった。

1. 次の数十億人への到達(Reaching the Next Billion)

- 多言語インターネットの実現(Realizing a Multilingual Internet)
- アクセス: 次の数十億人への到達

2. サイバーセキュリティの推進および信頼向上への取り組み
 - サイバーセキュリティおよびサイバー犯罪の情勢
 - セキュリティ、プライバシー、開放性の促進
3. 重要なインターネット上の資源(Critical Internet Resources)の管理
 - IPv4 から IPv6 への移行
 - グローバル、地域別、国別の準備状況
4. 新たな課題：明日のインターネット～インターネットのイノベーションと進化 (Emerging Issues - the Internet of Tomorrow)
5. 実績評価と今後(Taking Stock and the Way Forward)

■ オープニングセレモニーおよびオープニングセッション

冒頭で国連経済社会局事務次長補のサンダラム氏により、ムンバイテロ犠牲者の家族へのお悔やみメッセージが発せられ、犠牲者に黙祷を捧げた。その後各組織を代表して挨拶が続いた。

オープニングセッションでは、IGF に関連するすべてのステークホルダーグループをそれぞれ代表して 9 名の話者によりスピーチが行われた。どのスピーチもメインテーマである「万人のためのインターネット(Internet for All)」に関連づけられており、インターネットがもたらす潜在的に大きな経済的および社会的なメリットについて言及があった。同時に、有害な目的でのインターネット利用の際にもたらされる問題から人々を守る必要性について、および IGF がすべてのステークホルダー相互間での対話およびアイディアの交換という機会を与えることについても指摘があった。

■ メインセッション

最初の 3 日間は次のメインテーマについて議論するメインセッションとなり、それぞれ午前中に背景共有のためのパネルディスカッション、午後はそれを元に会場の意見を取り入れる、開かれた対話(Open Dialogue)という形式で進められた。以下、各テーマについて述べる。メインセッションおよびサブセッションの様子は次ページ以降で報告する。メインセッションについては、IGF最終日の議長総括⁴を要約し報告する。また、サブセッションについては特に正式な報告書が出ていないため、概要を報告する。

⁴ <http://www.intgovforum.org/cms/hydera/Chairman%27s%20Summary.10.12.2.pdf>

● 次の数十億人への到達(Reaching the Next Billion)

[セッション名] 多言語インターネットの実現(Realizing a Multilingual Internet)

[開催日時] 2008年12月3日(水) 9:30~11:00

[概要]

パネルディスカッションでは、モデレータと6名のパネリストにより、多言語化に関連する課題について、およびインターネットでの多様性の推進について議論された。

バラクリシュナン議長より、まずインドでの状況について説明があった。現在インドにおけるインターネット利用者は約4000万人ほどで、今後増加が期待されるインターネットユーザー十億人の中に2億5千万人ほどが含まれることになるという見通しを示した。現在のインターネット利用者の9割以上は英語を利用しているものの、初中等教育はインド固有の言語で行われている矛盾した状況があり、さらに主要言語だけでも16から17もあるなど、状況が複雑であることを伺わせた。

その後の議論を通じて、午後の「開かれた対話」向けに次の5つの課題が特定された。

- コンテンツをローカルな言語で持つことの重要性
- ローカライゼーションおよびツールの可用性の重要性
- 多言語ドメイン名についての取り組み：技術面およびポリシー面
- オンラインでのコミュニケーションが重要になってきていること、およびモバイルメディアにおける多言語化への配慮が求められること
- これらの課題を明らかにするに当たって共通のフレームワークや「言語」がないため、IGFが議論を次に進めるに当たって考慮が必要なこと

[セッション名] アクセス：次の数十億人への到達

[開催日時] 2008年12月3日(水) 11:00~12:30

[概要]

議長がまず指摘したことは、次の数十億人に対してどのようにインターネットへのアクセスを増やすかだけでなく、次の数十億人すべては未だにインターネットへのアクセスの外側にあるということであった。インターネットはビジネスについてだけではなく、人々への励ましまたは能力を与えること（エンパワーメント）でもあるということである。

2番目に、アクセスはいくつもの要素、例えば接続性、入手容易性などがあるが、入手が容易なことというのはコストが低いことのみを指すものではない。これは携帯電話のような

既存のデバイスを使うこと、さらに重要なことはアクセスを供給するための新しい方法を、コミュニティ経由で、もしくはアクセスが効果的に別の人によって支払われるような新しいビジネスモデルを通じて編み出すことが含まれる。

本セッションは 3 つの主な領域（供給、需要、開発）において、アクセスについての課題を明らかにし、かつ多くの分野でコンセンサスに至ることができた。それとともに鍵となるメッセージはアクセスを生態系（エコシステム）の文脈で見ることと、様々な面を見ることなくアクセスギャップに取り組むことはできないということである。このような生態系の一面は政策と規制であって、これらは政府、民間、およびその他の仕組みからなる複数のソースによる投資に伴う市場構造を誘発するものである必要がある。

2 番目に鍵となるのはリーダーシップであり、投資及び受容能力の開発のための政策と規制の側面と連動している。持続可能性を実現するには制度化プロセスが必要であり、一度限りの政策の改善では長続きする解決策にならず、規制機関は継続的にもたらされる変化に適応できなければならない。また、次の数十億人に到達するには、莫大な投資が必要であり、そのため公共政策により投資を奨励することも必要と指摘された。

3 番目に鍵となるメッセージは、異なったステークホルダー（国家、民間セクター、市民社会、および技術専門家）の役割についての合意である。どのようにこれらのステークホルダーが協調して取り組み、また補完性を確保するのかが問われる。今回（第 3 回）の IGF およびその中で開催されたセッションがこの側面を明確にする解決策の一部だったといえる。

エンパワーメントの観点より、インターネットに入ってくる多数の新規ユーザーに手を差し伸べるための移動体通信の重要性について強調されていた。

〔セッション名〕 開かれた対話セッション

〔開催日時〕 2008 年 12 月 3 日(水) 15:30~18:00

〔概要〕

本セッションのモデレータは日本より日本放送協会(NHK)の藤澤秀敏氏が務め、もう 2 名が共同モデレータを務めた。このセッションは午前中に行われた 2 つのセッション（多言語インターネットの認識、アクセス：次の数十億人への到達）と関連しており、参加者が議論を深める機会を提供した。

次の十億人をインターネットに接続するというテーマを検討する際には、途方もない累積

需要が存在するということが、最後の十億人にとって重大な障壁となり得るということがこの対話において鍵となるメッセージであった。

多くの国では、市場参入という観点での既存の障壁が手の届く価格でのアクセスを供給できない主な理由となっており、その障壁とは政策課題であって解決することが可能でありかつ必要である。しかしながら、市場の自由化は明確な解決策であるとはいえ、その過程における手順は重要である。インフラ業界では完全な競争を実現するのは難しいため、市場の自由化は市場開放の問題より重要である。そのため確実性と安定性を供給する規制の枠組み、および投資へのインセンティブが必要とされる。これらの公共政策の枠組みには市場構造、競争、および規制についての取り組みが必要で、かつ市場が失敗したときの問題点について、およびアクセスの公平性ならびにユニバーサルサービスについての質問に対処する必要がある。

アクセスの増大における有望な経験について議論が行われた。この中には途上国において、移動体通信サービスがインターネットへのアクセスにおける第一義的なプラットフォームとなる見通しが含まれる。接続の連鎖全体、つまり国際接続、インターネット相互接続点（IX もしくは IXP）を通じた地域でのトラフィック交換の最大化、インターネットと VoIP (Voice over Internet Protocol) のビジネスでの利用価値、などを通じての競争が重要であるという寄稿があった。

規制形態については、極力柔軟かつ適応可能なものにすべきということがブロードバンドの普及の成功例としてデンマークの例が挙げられた。

多言語化については、アクセスおよびコンテンツ制作を考慮する必要がある、次の十億人は単なる情報の受け手ではなくコンテンツの作り手かつイノベーションの元となるべきという指摘があった。

● サイバーセキュリティの推進および信頼向上への取り組み(Promoting Cyber-Security and Trust)

2 日目はセキュリティ関連の上記テーマに焦点を絞った一日となった。午前中は次の 2 点のサブテーマについてパネルディスカッションを行い、午後は開かれた対話セッションとなった。

[セッション名] サイバーセキュリティおよびサイバー犯罪の動向

[開催日時] 2008 年 12 月 4 日(木)

9:30~11:00

[概要]

本セッションではインド政府より情報技術特命相の Chandershekhar 氏が議長を務め、モデレータはフランス外務省情報技術特使の Chapelle 氏が務めた。議論はまず、政府、商取引、経済全般、市民社会、そして研究者にとってインターネットがどれだけ成長し、どれだけ重要になったかについての注意喚起より始まった。次にインターネットへの依存がもたらす問題点に議論が進んだ。インターネットはセキュアなものとしてではなく、オープンなものとして構築された。オープンであること自体は元来よいものではあるが、攻撃に対して脆弱となってしまっている。最悪の場合データが失われたり、改ざんされてしまう可能性がある。これらのうちいくつかは偶発的なものであるが、中には犯罪行為もある。攻撃者の方が問題を解決する人よりも技術的に上回っている場合がしばしばで、とりわけ発展途上国ではそれが当てはまることが多い。

たいていの実社会の犯罪が、オンラインへ移ってきていることは特筆すべきであるが、それに加えてインターネット特有の犯罪、たとえばハッキングやフィッシングが現れている。また、各国の重要な情報インフラへの攻撃、たとえば分散サービス拒否攻撃(DDoS)などが発生している。この文脈では例として下水道システムや航空管制システムへの攻撃が挙げられる。一般的にどんな社会でも犯罪および犯罪行為は法執行機関によって扱われるが、インターネット上での国境のない性質は取締りを難しくしている。実社会では犯行が行われた現場まで犯人を追跡することが可能だが、オンラインの世界ではもはや当てはまらない。法執行機関は管轄および地理的境界の問題に直面している。加えて、立法は一般的に言って速いペースで変化する技術環境に適応するのは遅い。

議論はインターネット上の脅威の出現についての認識について行われ、違法な目的でのインターネットの利用が、サイバー犯罪を扱うにあたって新しい解決策を必要とする。

さまざまなレベルのステークホルダーが存在し、本セッションで今まで述べてきた問題を解決するにはこれらステークホルダーすべての協力が必要である。発表者のうち幾人かは、すべてのユーザーはインターネットの一部をなすため、知らずにこの問題の一部となっていることもある。そのため、すべてのユーザーが解決策の一部となることが重要である。

基本的な認識として、マルチステークホルダーでの協力、協調、および調整がすべてのレベル、つまり国単位、地域単位、そして国際的に必要である。国際電気通信連合(International Telecommunication Union, ITU)の代表は、ITU のグローバルなサイバーセキュリティについての検討課題を紹介した。すべてのステークホルダーを代表する 100 名からなる高レベル専門家グループが設置され、次の 5 つの柱に沿って検討が行われた。

- 法的手段
- 技術的および手続き的手段
- 組織構造
- 収容能力構築
- 国際協力

問題はグローバルではあるが、対策はローカルレベルでなされる必要があるため、ITU はトップダウンとボトムアップとの混合アプローチにより取り組んだということである。パネルディスカッションで議論された内容は、以下に要約される。

- 予防の必要性。改善だけでなく、攻撃を難しくするための先を見越した対策
- より弾力的なアーキテクチャーの必要性
- 予防、インシデントの分析、改善を結んだフィードバックループの確立
- 予防および改善に関わる関係者間の調整

サイバー犯罪と戦うための努力を増大させる必要について全般的な合意が得られた。最後に懸念される点として、この分野における IGF の役割、およびさまざまな組織をどのように支援するかが挙げられた。

[セッション名] セキュリティ、プライバシー、開放性の促進

[開催日時] 2008 年 12 月 4 日(木) 11:00~12:30

[概要]

議長はインドデータセキュリティ協議会会長の Ghosh 氏、モデレータは米国国務省国際情報通信政策コーディネーターの Gross 氏が務めた。

本セッションははじめに国家安全保障とプライバシーおよび情報へアクセスする権利のためのセキュリティとの対立についての言及から始まった。そして利用者のセキュリティとプライバシーのレベルがどのくらい増大したか、インターネットの利用によって秘密と信頼がどのくらい引き起こされたか、そして意見の自由な表明が引き起こされたかという点について言及があった。

議長はインターネットがどのくらいグローバルかということに対し、プライバシーはローカル、地方の、または国家的なものとなりうることについて述べた。インターネットが生活の一部となりつつあるため、解決が必要な社会的な問題が浮上してきた。インドの事情という面では、利用者が毎年 900 万人ずつ追加されているということについて説明があっ

た。

本セッションは下記のいくつかの重要な宣言および文書を元に行っている。

- 世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights, UDHR)
- チュニスアジェンダは情報の自由な流通について明言している (第 4 及び 42 段落)。
- OECD においても、情報の自由な流通について多数の声明を出している。
- 世界電気通信標準化総会(World Telecommunication Standardization Assembly)にて国際電気通信連合(International Telecommunications Union, ITU)が決議 69 の中で情報の自由な流通について声明を発しており、加盟国が公共のインターネットサイトへのアクセスに対して他の加盟国を妨害するような一方的もしくは差別的な行為を慎むよう求めている。
- 数多くの非政府機関(NGO)および企業を集め、表現の自由および利用者のプライバシーを守るために課題に取り組む Global Network Initiative
- 国連子供の権利条約
- 欧州評議会サイバー犯罪条約

表現の自由、プライバシー及びセキュリティについては、女性の人権という次元にてあるパネリストが説明を行った。2008 年 5 月にソウルで開催された OECD 閣僚級会議との関連について、情報の流れ、イノベーション、および経済成長の観点から、インターネット関連技術を使うことによるリスクについても認識しながら、触れたパネリストもいた。インターネットでの児童保護の観点では、次の 5 点に分類されるリスクが指摘された。

- 内容
- 連絡
- 依存
- 業界
- プライバシー

個人の生活圏の保護だけでなく自由そのものであるという、データ保護についての重要性の認識について指摘があった。内部および国際的なセキュリティへの要求、および市場の関心はプライバシーと自由についての安全の保護手段を侵害してしまう可能性がある。1 つの目的のために集められたデータが、しばしば他の目的のための利用が可能となることがあり、またデータを受け取る意図のない公共組織もしくは私企業が利用できるようになってしまっていることもある。

次に表現の自由について、そして利用者の信用の欠如へと議論が進み、後者は電子商取引などにおいて、利用者がサイバー世界での脅威、例えばウィルス、トロイの木馬、身元詐称などについて心配していることが浮き彫りとなったのに対し、組織はデータの盗難について心配していることが明らかになった。さらに、モデレータが指摘したのはインターネットでの匿名性の役割とそのプライバシーとの関連で、特に医療情報などの分野ではとりわけ重要となると思われる。

最後に議長より緊張または対立のある分野から収束(convergence)の分野へ転換する挑戦について言及があり、セキュリティとプライバシーは適切な展望の中で対処が可能と述べて締めくくった。

[セッション名] 開かれた対話

[開催日時] 2008年12月4日(木) 15:00~18:00

[概要]

2名の議長および2名のモデレータによって進められた。

議論はセキュリティ、プライバシー、そして開放性の中で多次元のバランスを取る道について始まった。

議論での主なテーマは異なった種類の権利間で発生する対立であった。多くの国や組織が、社会をテロリズムもしくは児童(チャイルド)ポルノから防ぐ必要性和釣り合いを取りながら世界人権宣言での約束を守ることの難しさを感じている。セキュリティとプライバシーの対立についてではなく、互いに強めあうことが可能な方法について議論すべきという意見の発言が複数あった。セキュリティとプライバシーの対立については、権利と義務の対立に再概念化すべきという議論があった。この議論はまた教育、およびメディアに対する視聴覚能力について焦点を当てた。

課題は法執行機関だけでなく、国会議員、市民社会、政府間組織、民間セクター、および技術コミュニティへの挑戦として表される。サイバーセキュリティについての異なる定義について議論があり、特に情報へのアクセスに関連する場合を扱う際には、法執行機関が常に最良の選択肢というわけではないのではないかという意見も述べられた。

児童ポルノに関しての質問も出されたが、このトピックがIGFにふさわしいものかどうかということについて疑問が呈された。

なお、解決策についての決定がIGFでできるのかについて懐疑的な意見が出されたのに対し

し、IGF での議論がよりよい理解をもたらすことができるという感触が得られたようである。

最後に、これは法執行に基づくものだけではなく教育の質による長期的な解決策の必要性が指摘されて議論が締めくくられた。

● 重要なインターネット上の資源(Critical Internet Resources)の管理

3 日目は重要なインターネット上の資源(Critical Internet Resources)の管理に焦点が当てられ、パネルディスカッションが2つとその後このテーマ全般に対して対話セッションが行われた。

[セッション名] IPv4 から IPv6 への移行

[開催日時] 2008 年 12 月 5 日(金) 9:30～11:00

[概要]

全 6 名のパネリストの 1 名として、日本から総務省データ通信課の柳島智企画官が参加した。

まずさまざまな話者により現在の地域インターネットレジストリ (Regional Internet Registry, RIR)による現在の IP アドレス分配プロセスについて説明があった。さらに IPv4 アドレスの在庫が 2011 年頃枯渇するという予測が示された。IPv6 の普及は継続的なプロセスであるものの、現在の技術的なプロセスへの影響はいくらか発生する可能性があることが示された。

IPv4 および IPv6 との移行・共存については、普及という観点では IPv6 に対応した製品が市場に出てきているものの、オペレーターの理解が遅れているということが指摘された。その理由は数多くの挑戦に直面しているためであり、例えばネットワークオペレーターが IPv6 に移行するための明確な経済的要因がなく、移行に伴う収益はないことがネックになっている。

マルチステークホルダーによる寄与事例として、日本での IPv4 アドレス枯渇対応タスクフォースの取り組みについて、IPv4 と IPv6 の共存のためのスムーズな移行と標準化メカニズムのためのモデルとして紹介された。併せて総務省の研究会(インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会)の紹介もなされた。

単に IPv6 の優位性を訴える発表も多い中で、欧州連合(EU)は、具体的で包括的な取り組みを行っているようである。例として、まず ICT メディア総局が具体的な行動計画として、2010 年までに 25%のインターネットユーザーが IPv6 アドレスを持ち、すべての一般的なコンテンツが IPv4 と同品質で IPv6 によりアクセス可能とすることを挙げている。次に、インドとの共同プロジェクト 6choice では「認知度向上、教育、普及計画策定」に重点を置いている。

この急を要する状況では、RIR の役割も変化するのではないかという指摘があった。具体的には IPv4 アドレスの不足のため、RIR に対して今までとは違った要求がなされる可能性があるのではないかということである。例えば IP アドレス空間の移転についての方法論、使われていないアドレス空間を管理下に置く、などのポリシー策定の促進、およびアドレスの流通市場の出現への対処、リソース PKI のガバナンスなどである。

[セッション名] グローバル、地域別、国別のインターネットガバナンス準備状況

[開催日時] 2008 年 12 月 5 日(金) 11:00~12:30

[概要]

議論は最初に「重要なインターネット上の資源(Critical Internet Resources)」の定義の確認から始まり、ドメインネームシステム(DNS)とインターネットプロトコル(IP)アドレスの管理と捉えることをモデレータが推奨したのに対し、2005 年にインターネットガバナンスワーキンググループ(WGIG)で拡張された定義、すなわちルートサーバシステムの管理、技術標準、ピアリング、相互接続、電気通信基盤（これにはイノベティブで複数の分野が融合した技術、そして多言語化が含まれる）と取る参加者も存在した。

国連経済社会局の代表によれば、「更なるコミュニケーション」に関連した進捗が見られたとのことである。具体的には、国連経済社会局事務次長の沙祖康(Sha Zukang)氏がチュニスアジェンダに従っているかの年次報告を提供するよう次の組織に文書で求めた。

- 国際電気通信連合 (International Telecommunication Union, ITU)
- 国際連合教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, UNESCO)
- 世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization, WIPO)
- 経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development, OECD)
- 欧州評議会(Council of Europe)
- ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)

- Internet Society (ISOC)
- Number Resource Organization (NRO)
- World Wide Web Consortium (W3C)

得られた情報からは次の 4 点の主な分野への関心が明らかになった。

- 関与している組織の大半にとっては「更なるコミュニケーション」の意味がマルチステークホルダー対話に構築および寄与するものとなっている
- これらの協力の目的は情報および経験の共有、合意形成、資金調達から技術知識の移転および資格トレーニングまで多岐にわたる。
- 上記組織によってカバーされるこれらの処理での主題の焦点は、IGF で議論されるものと非常に調和している。
- それらの組織間では協調的な準備がすでに行われており、他のパートナーおよびこれらの 9 組織とでさらなる進展があった。

国連経済社会局は 2009 年 5 月に開催される国連貿易開発会議 (UNCTAD) の Commission on Science & Technology for Development (CSTD) の次回会合に提出する予定の、WSIS の追跡調査となる事務総長の報告書中に要約を含める予定である。

ある講演者はチュニスアジェンダの第 69 段落の語句である、「各政府が同等の立場で」を強調し、これは「更なるコミュニケーション」が政府の寄与するプロセスであるということの意味する、という見方を支持した上で「ステークホルダーをそれぞれの役割の範囲において」関与させるということに言及し、ステークホルダー各自の役割における寄与について言及したチュニスアジェンダの第 71 段落への反応をもたらした。

「更なるコミュニケーション」が行われるのにふさわしい組織についてはパネリストの間でも意見が分かれ、ある参加者は ICANN がふさわしいと考え、他の参加者は OECD と ITU を例に挙げた上でふさわしいと強調した。

ブラジル政府代表の発言では、「更なるコミュニケーション」が入れられた理由は ICANN が一国の政府によって監督されているためであり、ICANN への開発途上国の関与は不十分とし、現行の ICANN 政府諮問委員会(GAC)については「更なるコミュニケーション」をもたらすものではなかったとして、評価が必要とコメントした。また、ICANN は Internet Engineering Task Force (IETF)、W3C、NRO などのように、政府の関与が全くない組織になるか、または ITU や UNESCO などのように政府間組織構造を持つものとなるべきという意見を述べた。

これに対し、米国政府代表は、インターネットの利用において政府、民間企業、市民社会が新たな形の「更なるコミュニケーション」を前例のないレベルで開始したと述べた上で IGF はその特筆すべき例だと述べたにとどまり、直接の反論はなかった。

議長がセッションを締めくくるに当たって、インターネットが偉大な財産であること、そして貧困の解消、教育、健康その他にとってすることに役立つ可能性があるため我々の全てがこの財産を上手に管理する集合的な責任があることについて述べた。

[セッション名] 開かれた対話セッション

[開催日時] 2008年12月5日(金) 15:00~18:00

[概要]

午前中の2つのパネルディスカッションにて提起された論点に焦点が当てられた。

議論された内容の1つは、IPv4 アドレス在庫枯渇に間に合うようにするのであれば責任の共有が必要とされる、IPv4 から IPv6 への移行期間についてであった。また、関連するリスクについて広範囲な議論が行われ、主なリスクは技術的なものではなく IPv6 普及が前に進まないことによるものだという意見があった。教育および啓蒙についても議論され、政府が助言および情報提供すること、また政府が先陣を切って IPv6 を自組織ネットワークで利用することの必要性について発言があった。

次に、利用されていない IPv4 アドレスの扱いについて議論があった。合法的な市場の創設が必要で、それにより闇取引や灰色取引のみに限定されなくなるという意見がある一方、これらのアドレスが利用可能になったとしても、対象アドレスの移行プロセスを開始する必要性があることについて指摘があった。

2番目のセクションでは、「更なるコミュニケーション」、重要なインターネットの資源、および IGF 自身の役割及び価値について様々な観点を交換しあう場となった。IGF および他のプロセスについてのフラストレーションの表現がいくつかあり、付随して ICANN への言及が頻繁にあった。IGF 自身が「更なるコミュニケーション」の例であるとする発言者があり、IGF は従来の境界を越えて様々なステークホルダーの視点を引き合わせるものであるという意見がある一方で、IGF は開発目的を達成するためのものという意見もあった。

ICANN の進化についての議論の際に、ICANN への関与および政府諮問委員会 (Government Advisory Committee, GAC) についての失望感を表明した参加者があった一

方、プロセスはオープンであり万人に参加及び貢献の機会が与えられていると述べた参加者もあった。多くの話者が、米国政府は先駆者かつ重要なインターネット資源を監視する役割、および共同プロジェクト合意書（JPA : Joint Project Agreement）を通じた ICANN との関係から降りるべきとの要望を表明し、JPA は継続すべきでない提案した。それに対して、JPA の代わりに説明責任の手法が必要であるという意見が出され、IGF がその構想を前に進めるための場になり得るとの提案もあった。

〔セッション名〕 新たな課題：「明日のインターネット：インターネットのイノベーションと進化」

〔開催日時〕 2008年12月6日(土) 10:00～12:30

〔概要〕

本セッションでは今まで IGF では議論されてこなかった主題を扱うことを目標として取り入れられ、エジプトで開催される次回 IGF への提案および議題についてモデレータより依頼があった。これらのトピックは次の5つのテーマに適合することが求められた。

- 社会的ネットワークおよび利用者生成コンテンツの人気の高まり
- 起業家的な観点からの、創造性およびイノベーションにおける政策の枠組みの影響
- 「万人のためのインターネット」を確実にするための、政策の努力目標およびフレームワーク
- インターネットのグローバルな性質による司法権および立法権への影響
- 環境面で持続的なインターネットを提供するための政策課題

デジタルコンテンツは大きな論点となりうるが、何が課題なのかというモデレータの問いかけがあり、インターネットにおける規制の効果についても問題提起があった。

最後の十億人の状況はどうなっているのかということが見通しの1つとして挙げられ、全世界的な不況、および不況が次の十億人またはそれ以上に手を差し伸べる際に与える影響についての懸念が示された。

幾人かの話者が提起した主題は、リオデジャネイロ会合（第2回 IGF）にて提起された持続性であり、地球温暖化の研究において研究者がデータの共有を容易にできたことから、インターネットが重要な役割を担ったことが指摘された。

次の数十億人および最後の十億人の課題は、最初の十億人に対するものとは非常に異なるものとなり、社会の主流から取り残されより貧しい社会の区分となることが想定されるため技術的でない課題が鍵となるものと思われる。

議長より、フォーラムが情報通信技術を活用して何万人もの人々に同時に教えるための新たな教育モデルを考慮することについて言及があった。我々がこれらの課題に取り組むに当たってどのように技術を活用すればよいのかの理解が欠けているという意見や、帯域や技術が問題なのではなくどのように運営すればよいのかである、といった意見があった。欧州協議会作成のビデオ上映があり、多国間条約を結ぶことにより国家間の連帯および協調を商取引の域を越えて人権問題関連を含む国際法を尊重しつつ推進できるとしているが、パネリストの1人がIGFは新たな条約を作り出すよりも既存の合意や条約の強化を目指すべきであると強く主張した。

■ その他セッション

メインセッションと並行して87のセッションが開催された。内訳およびそれぞれのセッション数は次の通りである。

- ワークショップ（個別のテーマ毎に実施）：61
- ベストプラクティスフォーラム（成功事例の検証）：9
- 動的な連携(Dynamic Coalition)：10
- オープンフォーラム：7

ワークショップでは背景情報の説明に終始したものもあったようである。動的な連携においては、インターネットと気候変動に関するもの、および障碍とアクセシビリティについてのものとの2つが開催された。前者は今回初めての試みで、日本より総務省の参加者による発表があった。本稿では以下セッションについて概要を記載する。

[セッション名] The Future of ICANN: After the JPA, What?

[開催日時] 2008年12月4日(木) 11:00~12:30

[概要]

ICANNと米国政府の間で締結されており2009年9月に失効する、Joint Project Agreement (JPA)について、ICANNが米国政府の監督から自由にするかどうか、および米国政府による監督が終了した場合で外部からの監督が必要となった場合、どんな種類の監督が必要なのかについての議論が行われた。

試みとして挙手によるJPA更新の賛否表明を行ったところ、更新に反対する参加者が多数を占めた。

2-2-3 共同プロジェクト合意書（JPA）の今後の見通し

2-2 で既述した通り、「共同プロジェクト合意書（JPA : Joint Project Agreement）」の中間評価として米国商務省の NTIA（National Telecommunications and Information Administration）が ICANN のパフォーマンスについて 10 項目からなるパブリックコメントを求めている。パブリックコメントは、DNS 管理の民間部門への完全委譲という最終的な JPA の目標に向け、ICANN が 2006 年 10 月 1 日以降いかなる進歩を遂げたかを問うものである。パブリックコメント要請は 2007 年 10 月 30 日付で公開され、2008 年 2 月 15 日がコメント提出の締め切りとされている。NTIA のウェブサイトには提出されたコメントが掲載されており、確認すると 172 通のコメントが寄せられたようである。以下に NTIA によるコメント要請項目を掲載するとともに、主なコメントを紹介する。

■ NTIAからのコメント要請項目⁵

1. JPA では、ICANN はインターネットのセキュリティと安定性について「世界で一意性を持つインターネット上の識別子の全体的な調整を行う。特に、インターネット上の識別子システムの安定した安全な運用について調整する」ことを実行するとしているが、2006 年 10 月 1 日以降、ICANN はこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野で ICANN がもっと取り組めたであろう事項は何か。
2. JPA では、ICANN は透明性に関して「ICANN 運営の予算立て、およびインターネット DNS の技術的調整に関するポリシーの検討および採用における透明性、アクセス可能性、効率性、適時性の向上のため、ICANN はプロセスおよび手続の策定、試行、向上を引き続き行う。ICANN は民間部門において管理に関わる組織の透明性の分野で先駆者たる役割を担うことを望む」としているが、2006 年 10 月 1 日以降、ICANN はこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野で ICANN がもっと取り組めたであろう事項は何か。
3. JPA では、ICANN は説明責任（accountability）に関して「インターネット DNS の技術的調整に関するポリシーの検討および採用において、インターネットの世界的な利害関係者に対する責任を果たすべく、説明責任のメカニズムの策定、試行、向上を引き続き行う。これには、ICANN のボトムアップ参加型のポリシー策

⁵ http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/frnotices/2007/ICANN_JPA_110207.html

定プロセスへのさらなる参加に向けた公開制およびアクセス可能性の向上を含む」としているが、2006年10月1日以降、ICANNはこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野でICANNがもっと取り組めたであろう事項は何か。

4. JPAでは、ICANNはルートサーバのセキュリティおよび関係構築に関し「ICANNはルートネームサーバの運用者並びに適切な専門家と、ルートゾーンの安全かつ安定した調整、危機管理計画の策定、ルートゾーン変更の明確なプロセス維持に関し、物理層、ネットワーク層の運用およびセキュリティ上の調整を続ける。ICANNはまた、ルートサーバの運用者と正式関係を構築するよう取り組む」としているが、2006年10月1日以降、ICANNはこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野でICANNがもっと取り組めたであろう事項は何か。
5. JPAでは、ICANNはTLDの管理に関して「ICANNは新TLDの実装やIDNの導入などTLD管理の意思決定を行う際には、競争環境、消費者の利益、インターネットDNSの安定、セキュリティ上の問題を特定し、検討することを保証するプロセスを維持、構築する。ICANNは現在のポリシー策定プロセスを発展させ、ICANNの諮問委員会や支持組織、他の関係専門家による諮問パネル、組織から勧告を考慮に入れるプロセスを策定する。ICANNはWHOISに関する既存のポリシーの執行を進め、そのポリシーが求めている、登録者、技術担当者、経理担当者、管理責任者を含む正確で完全なWHOIS情報に適時、非制限、公開でアクセスできるような手段をICANNが実装するようにする。ICANNはまた、国コードトップレベルドメイン(ccTLD)運用者との間で安定した合意書を取り交わせるよう今後も努める。」としているが、2006年10月1日以降、ICANNはこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野でICANNがもっと取り組めたであろう事項は何か。
6. JPAでは、ICANNはマルチステークホルダーモデルについて「ICANNは、マルチステークホルダーモデル、全ての利害関係者の世界的な参加の維持および向上を行う。これには、既存の諮問委員会や支持組織の見直しも含まれる。また、ボトムアップのポリシー策定プロセスの有効性向上にも引き続き取り組む。ICANNは、ICANNのポリシーに影響を受ける人々の参加を促す追加的メカニズムを策定し、民間部門の関与を向上させるよう努める」としているが、2006年10月1日以降、ICANNはこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのか

を説明すること。また、この分野で ICANN がもっと取り組めたであろう事項は何か。

7. JPA では、ICANN は政府の役割について「ICANN は、インターネットの技術的な調整の公共政策的観点に立った政府諮問委員会（GAC）の助言を効果的に検討する助けとして、GAC のメンバーと協力し、GAC の ICANN 内での役割について再検討を行う。」としているが、2006 年 10 月 1 日以降、ICANN はこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野で ICANN がもっと取り組めたであろう事項は何か。
8. JPA では、ICANN は IP アドレス分配について「ICANN は地域インターネットレジストリ（RIR）での技術的取り組みの継続を許容しつつ、RIR のポリシー策定作業を ICANN プロセスに組み入れるため、世界的、地域的レベルでの協調を今後続ける。ICANN はこの取り組みを反映させた RIR（もしくは他の適切な組織）との法的合意書を維持する。」としているが、2006 年 10 月 1 日以降、ICANN はこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野で ICANN がもっと取り組めたであろう事項は何か。
9. JPA では、ICANN は法人の責任について「ICANN は良好な企業統治、安定した国際的民間組織を保つための組織的手段を含めた運営の優秀さ、効率性を維持し、関連する技術上またはビジネス上の経験を理事、執行陣、スタッフの間で維持する。ICANN は適切なメカニズムを実装し、インターネットの世界的な利害関係者がより ICANN に参加しやすくなるようにする。例えば、教育のためのサービス提供や、部会構成員間での情報共有、産業毎でのベストプラクティスの奨励などである。」としているが、2006 年 10 月 1 日以降、ICANN はこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野で ICANN がもっと取り組めたであろう事項は何か。
10. JPA では、ICANN は法人の管理構造について「組織および法人の統治に関するベストプラクティスを考慮に入れた、契約執行への適切な資源投入を含め、安定性を保証するための法人の管理構造に関する見直しを行う、必要であれば変更を行う。」としているが、2006 年 10 月 1 日以降、ICANN はこれらの責任を果たすにあたりどのような成果を挙げたか。進捗があったとすれば、どのような進捗があったのか、何故進捗があったと思うのかを説明すること。また、この分野で ICANN がもっと取り組めたであろう事項は何か。

■ ICANN からのコメント要約

ICANNは2008年1月9日付けで、NTIAのパブリックコメント募集に対し回答を行った⁶。JPAの定める義務については着実に履行されており、DNSの速やかな民間への完全移行を求める内容となっている。

[2008年1月9日付]

ICANN 理事会は、以下の通り確信する。

- 当初の MoU と同様、JPA は ICANN が安定した組織となる支援となっている。
- 2006 年 9 月に発効した JPA の契約条件を、ICANN は実行してきている。
- ICANN は、JPA で定められている義務を果たしている。
- JPA はもはや必要ではなくなっている。これを終結することは、DNS の調整を民間に移行させるための次のステップである。
- このステップによって、ホワイトペーパー⁷によって示された当初の目標が達成されつつあることが今後も確信できる。
- JPA を終結させることは、IANA 契約に規定されている既存の説明責任には影響を与えない。米国政府の GAC を通じた参加も、同様に影響を受けない。

■ 国際商業会議所からのコメント要約

国際商業会議所（ICC : International Chamber of Commerce）は2008年2月6日付けでNTIAのパブリックコメント募集に対し回答を行った⁸。ICC自体、ICANNのGNSO（分野別ドメイン名支持組織）の一員として活動を行っていることもあってか、ICANNを支持し、DNS管理の民間への完全移行に向けた取り組みを行うべきとしている。

[2008年2月6日付]ICC は、インターネットがうまく機能することを保証するというICANNの非常に大きな役割を十分に認識している。我々は、ICANNが与えられた責任を全うし続けられるよう、完全に独立した組織となり、将来さらにこの組織を強化するために、ICANNを適切なマルチステークホルダーモデルおよび組織構成へと移行させるということを決断するための真剣な議論を今すぐ始めるべきであると確信する。ICC および世界的かつ多様な会員は、引き続き ICANN と密接かつ生産的な取り組みを行う関係であるよう期待している。

⁶ http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/jpacomments2007/jpacomment_004.pdf

⁷ 1998年6月5日に発表されたインターネットの管理体系に関する提案が記述されている、米国政府による文書の通称。原文は http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/6_5_98dns.htm、日本語訳は <http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/bunsho-white.html>

⁸ http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/jpacomments2007/jpacomment_032.pdf

■ NRO からのコメント要約

NRO (Number Resource Organization) もNTIAのパブリックコメント募集に対し回答を行っている⁹。現在のICANN体制を支持し、JPAを終了させ、DNS管理の民間への完全移行を求める内容となっている。

NRO は、現行のインターネットのドメイン名およびアドレス割り振りシステムの管理調整モデルへの支持を再確認する。近年 ICANN は、安定的かつ信頼に足る組織であろうとするコミットメントを示しており、これを実現するにあたり長足の進歩を遂げた。NRO は、米国商務省と ICANN との間の JPA は終了させるべきと確信する。このため、我々は ICANN と米国商務省に対し、インターネットの調整業務の民間への包括的な移管を完了させるため、相互に積極的に取り組むことを望む。このプロセスにあたっては、ICANN はコミュニティに対し適宜助言を求めるべきである。NRO はまた、常に変化していくインターネットの環境においてはどの政府もインターネット上の資源管理に関して特別な役割を負うべきではないと主張する。既存のメカニズムが他の政府、複数の政府、もしくは条約機構によって置き換わることがあってはならない。

■ カナダ政府からのコメント要約

カナダ政府は 2 月 15 日付でNTIAのパブリックコメント募集に対し回答を行った¹⁰。インターネットの技術的な調整については民間主導のまま行うべきとする内容である。

カナダは、インターネットの技術的な調整は民間主導のまま行うべきであり、ボトムアップでマルチステークホルダーの参加のあるポリシー策定プロセスによって行われるべきであるという見方を保っている。カナダの考えでは、ICANNの「説明責任と透明性に関する枠組み」文書などの手段、原則を実際に実行に移すことが次の段階として非常に重要である。カナダは、GAC (政府諮問委員会) はインターネット上の名前およびアドレスの調整を民間に移行するという目的にかなうよう、助言を行うという役割に留意しながら、現在の組織見直しの努力を続けていくべきだと確信する。ICANNにおける政府の役割は、情報提供や能力開発への貢献など、限定されたものであるべきである。NTIAは、現行のJPAを基に、ICANNの民営化(privatization)¹¹における次のステップに関する諸課題について、ICANNと議論を開始すべきである。

■ 日本政府からのコメント要約

⁹ http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/jpacomments2007/jpacomment_085.pdf

¹⁰ http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/jpacomments2007/jpacomment_162.pdf

¹¹ 政府による関与の終了という意味で使用されたと思われる。

日本政府もNTIAのパブリックコメント募集に対し回答を行った¹²。ICANN体制を支持しつつも、さらなる改善を行っていくことが必要とする内容になっている。

日本政府はインターネット上の資源管理のメカニズムは、情報社会のためのチュニスアジェンダにおいてインターネットガバナンスの既存の取り決めが効果的に機能していることが認識されている通り、既存のICANNを中心とする体制を基礎として、漸進的に向上を続けるべきであると確信する。日本政府は、民間部門が主導してインターネットの資源管理において透明性を向上させ、責任説明をよりよく果たしていくようにすることの重要性など、JPAの中に規定されている責務を果たすための努力をICANNが行っていることを認識している。特に日本政府は、ICANNミーティングにおける奨学金制度や即時翻訳、教育的サービスや全世界との情報共有などの取り組みを、インターネットに関する全世界の利害関係者の参加を促し、国際化を果たすための効果的な活動として認識している。未割り振りのIPv4アドレス空間はここ数年で枯渇することが予想されており、これはすぐにでも取り組まなければならない問題である。インターネットの持続的成長が可能であるよう、かつ、全世界がその利益に預かれるよう、ICANNはIPv6へのスムーズな採用を積極的に奨励するよう取り組むべきであるし、例えば、IPv4アドレスがより効率的に使用されるよう、歴史的な経緯を持つアドレスを含め、使われていないIPv4アドレスの回収についても取り組むべきである。日本政府は、JPAに規定されている責務を果たしていることでICANNが満足するべきではなく、ICANNは今後もインターネットの拡張に伴う課題に速やかに対処するため、向上を続けていくべきである。

■ NTIAによるJPA中間評価に関する声明

2008年4月2日にNTIAはJPAの中間評価に関する声明を発表した¹³。以下にその内容の概要を記載する。

DNSのセキュリティと安定性を維持する必要性があることと、ICANNがインターネットのDNSの技術的な調整を行う適切な組織であることが大多数の意見である。しかしその上で、ICANNの制度信頼性の向上という重要な作業が残っていることについて、ほとんどの関係者が認めている。なお、Internet Assigned Numbers Authority (IANA)機能についての契約はJPA中間レビューの対象外である。次の18ヶ月で、NTIAはICANNがJPAに記載されている義務を満たしているかどうかという点について引き続きICANNの実績を監視する。

¹² http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/jpacomments2007/jpacomment_111.pdf

¹³ http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/ICANN_JPA_080402.html

さらに、NTIAは引き続き 2005 年に発表された「インターネットのドメイン名とアドレス割り当てに関する米国政府の原則¹⁴」に全力を傾ける。

なお、ICANN の制度信頼性の向上については次項に記載する。

今回の中間評価は、2009 年 9 月 30 日に満了を迎える現行の JPA の履行状況を世に問うものである。このパブリックコメントによって直ちに ICANN 体制の行く末が決定されるわけではないが、2009 年には、このまま JPA を終了させて DNS 管理を完全に民間へ、すなわち ICANN へ移行するのか、それとももう一度 JPA の延長を行って様子を見るのか、関係者を巻き込んだ議論になるであろう。

■ ICANN における制度信頼性の改善コンサルテーション関連動向

JPA の中間レビューに伴い、ICANN 理事長 Peter Dengate Thrush 氏により 2008 年 2 月 28 日に「制度信頼性の改善 (Improving Institutional Confidence, IIC)」コンサルテーションについての構想が発表された。この中で理事長は事務総長戦略委員会(President's Strategy Committee)に移行フレームワークの作成計画をまとめるよう要請した。これは JPA 終了を見据えて ICANN における制度の信頼性を向上させるためのものである。

その後作成された移行アクションプランを元に、2008 年 6 月より 9 月まで制度信頼性の改善に関する 1 度目の意見募集が行われ、その結果を盛り込み文書改定を行った。それを受けてミーティングを各地域（アフリカ、北米、欧州、ラテンアメリカ、アジア太平洋地域）で行った。

次に 2008 年 9 月より 10 月まで 2 度目の意見募集が行われ、その結果およびアフリカ地域の地域インターネットレジストリ(RIR)であるAfriNICの会合時およびIGFハイデラバード会合のそれぞれと同時開催されたミーティングでの議論を含めた上で文書が改定され、2009 年 2 月 27 日に暫定実施計画として発表¹⁵された。この実施計画は続いて 2009 年 3 月に開催されたICANNメキシコシティ会議において特別セッションを設けて議論され、また一般会員(At Large)サミット、各支持組織、各諮問委員会においても議論され、さまざまな意見が表明された¹⁶。以下に暫定実施計画¹⁷のうち、勧告部分の抜粋を記す。

1) ICANN は十分なドメイン名乗っ取り対策を講じる

¹⁴ http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/usdnsprinciples_06302005.htm

¹⁵ <http://www.icann.org/en/jpa/iic/>

¹⁶ <http://mex.icann.org/briefing-note>

¹⁷ <http://www.icann.org/en/jpa/iic/draft-iic-implementation-26feb09-en.pdf>

- 乗っ取り対策はすべての種類の乗っ取りに対応しなければならない
 - 政府諮問委員会(GAC)の関与を増す
 - 厳しい独占禁止法および競争関連法が施行されている地域での存在感を維持
 - ICANN の支持部分である透明性を維持増強
 - 不適切な職員の行為による乗っ取りからの保護手段を講じる
- 2) ICANN は、複数の利害関係（マルチステークホルダー）コミュニティに対して十分に責任を持つ
- 公共政策事項に関して政府諮問委員会(GAC)の助言を十分考慮する
 - コンサルテーションドキュメントはアクセスが容易で理解が容易なものとする
 - レビュー見直しプロセスの再構築に当たっては独立専門家からなる委員会からの助言を得る
 - 明確に定義されたプロセスに基づいて、コミュニティが理事会に対して決定の再検討を要求できるような追加の仕組みを確立する
 - 特別な状況下では理事会を廃止し置き換えることができる臨時の仕組みを設け
- 3) ICANN は、将来のグローバルインターネットコミュニティのニーズを満たすことができるように国際化する
- 将来の改善の必要性を見極めるため翻訳および通訳手段、および支出の評価を行う
 - 組織構造のいかなる変更にもかかわらず、本部および運営上のプレゼンスはカリフォルニアに維持すること
 - 事前に十分検討した上で、国際的な非営利組織としての地位を獲得するため ICANN の法的資格を管轄区域で確立する
- 4) ICANN は財政上および運営上の安定と信頼性を確保する
- 5) ICANN はインターネットの一意の識別情報に関して安全で安定した運営を行う
- ICANN はインターネットの安定およびセキュリティに関連する問題に関し議論のリーダーとなり認識を高めるべきである
 - ICANN は米国商務省との IANA に関する合意に基づき効率的な運営上の施策を実施する

本実施計画については 2009 年 3 月 12 日より 60 日間の意見募集期間が設けられている。ICANN としては、JPA が終了する 9 月までに本実施計画が承認されることで、スムーズにどのような形態であれ JPA 後の状況に対応できるよう準備を整えておきたいものと思われる。

